令和6年分　給与所得の源泉徴収票について

退職前の給与（令和6年1月～3月分）に係る源泉徴収票は、**令和7年1月中旬に発行され、退職時の所属から送付されます。**
（令和6年4月に送付される、退職手当に係る源泉徴収票とは別のものです。）

再就職先での年末調整等で、先に源泉徴収票が必要な方は、以下の連絡先に御連絡いただき、発行を依頼してください。
※　令和6年7月以降、発行が可能です。

■連絡先　（退職時の所属により連絡先が異なります）

〇小・中学校
退職時の学校の事務担当者

〇県立学校（高等学校、総合支援学校　等）
退職時の学校の給与事務担当者

〇事務局、その他
山口県教育庁　教育政策課　総務管理班
電話　083-933-4510

発行依頼からお手元に届くまで1週間程度を要しますので、余裕をもって発行依頼していただくようお願いします。

注）　退職後、再任用等で山口県から給与が支給される方は、退職前の給与額を再任用等の給与額に合算しますので、**年末調整等で退職前の給与に係る源泉徴収票は必要ありません。**

問い合わせ先
山口県教育庁　教育政策課　総務管理班
電話　083-933-4510